

## 新年のご挨拶

旧年中はひとかたならぬご厚情を賜り、誠にありがとうございました。皆様のご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げます。何卒本年もよろしくご指導とご鞭撻のほどお願い申し上げます。

さて、さくら通信は本号で181号となりました。本年も皆様にお知らせしたい最新の情報を、タイムリーかつわかりやすくそして楽しく発信させていただく所存ですので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

令和2年元旦

## 「マイナンバーカード」を取得されましたか？

政府は国家全体のデジタル化を強力に推進している。その中核が「マイナンバーカード」。健康保険証としての利用を2021年3月末に開始。2023年3月末までに、国民全員に「マイナンバーカード」を取得させる方針である。先日、コンビニで印鑑証明書を取得したが、簡単でした。まだ取得していない方は急いほうがいいように思います。



(竹内)

## 令和2年度税制改正大綱について

新聞報道等にあるとおり、令和元年12月12日付けで、令和2年度与党税制改正大綱が公表されましたので、主な改正事項をまとめてみました。

### <個人所得税関係>

- ① 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税制度(NISA)の拡充等  
現行制度の終了にあわせ、投資限度額等の改正をした上で、延長されます。
- ② 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の創設  
一定の低未利用土地譲渡の際、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。
- ③ 居住用財産の譲渡特例等を適用した場合における住宅ローン控除の適用要件の見直し  
新規住宅を取得・居住した年から3年目に、従前の住宅を譲渡して、居住用住宅の譲渡特例等の適用を受けた場合に、新規住宅にかかる住宅ローン控除が受けられなくなります。
- ④ 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例  
国外の中古建物賃貸にかかる不動産所得が損失である場合、その建物の減価償却費に相当する金額はなかったものとみなされ、給与所得や事業所得等と通算することができなくなります。
- ⑤ 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(夫)控除の見直し  
「婚姻歴の有無」、「性別」による相違が改正されます。

### <法人税関係>

- ① オープンイノベーションに係る税制措置の創設  
一定のベンチャー企業の株式に出資した場合、その取得価額の25%以下の金額を損金算入できる等の制度が創設されます。
- ② 交際費等の損金不算入制度の延長等  
交際費の損金不算入制度の特例が、資本金等が100億円を超える法人を除き、延長されます。
- ③ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等  
30万円未満の減価償却資産を1事業年度300万円まで全額損金算入ができる特例が延長されますが、連結法人は除外されます。
- ④ 5G投資促進税制の創設  
第5世代移動通信システムに関する一定の設備投資を行った場合、特別償却(30%)・税額控除(15%)が認められます。
- ⑤ 連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行  
令和4年4月1日以後開始する事業年度から連結納税制度がグループ通算制度に移行されます。  
これに伴い、単体納税制度における受取配当等の益金不算入制度・貸倒引当金等も改正されます。

### <消費税関係>

- ① 居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度の見直し  
マンション等、一定の居住用賃貸建物の取得の際の消費税仕入税額控除が認められなくなります。

本大綱は、今年3月の通常国会にて法案として成立することが予想されます。

2月には当事務所主催の改正法セミナーを予定しておりますので、ぜひご参加ください。

(大寺)

# ハローワーク求人関連

## I. 令和2年1月6日より求人票の様式・公開方法が変更（ハローワークシステム刷新）

- 求人者(企業・団体等)⇒ 新サービス「求人者マイページ」でパソコンから求人申し込み可能  
⇒ 詳細な情報を求職者に提供できる
- 求職者(仕事を探している者)⇒ 新サービス「求職者マイページ」により仕事探しが便利  
⇒ 求人票の情報がより充実
- 新求人票(全ての事業所) 様式A4片面⇒ **A4両面**
  - 新設 ①事業所情報 ・【代表者役職・代表者名】・【事業所所在地の地図】  
・【労働者派遣事業の許可の有無、許可番号】・【職務給制度の有無】・【復職制度の有無】
  - ② 求人情報 ・【就業場所における屋内の受動喫煙対策】・【賃金 **固定残業代の有無**】  
・【昇給制度の有無】・【賞与制度の有無】・【応募書類の送付方法】  
・【**36協定における特別条項の有無**・特別な事情、期間等】

※一定の条件に該当する事業所は、上記情報以外にその他登録情報が必要となる

  - 令和元年12月末での求人情報は新求人票に掲載 ⇒ 新設部分は空欄  
⇒ 事業所は**求人情報追加手続き必要**



## II. 就職氷河期世代（30歳台半ば～40歳台半ば）

- ・原則禁止「年齢限定」⇒ 全面解禁(非正規労働者対象) ⇒ 就労後押し
- ・令和元年8月 ハローワーク経由のみ可能 ⇒ 令和2年 民間の就職サイト、情報誌等可能予定

「令和2年 今年もよろしくお願ひ致します。事業者様にとって、人手不足は頭の痛いところです。充実した求人票で、労使双方の適格なマッチングにより、人手不足解消が少しでも改善すればよいのと思います。」

(竹内政代)

## 1月の社会保険労務

- 10日 一括有期事業開始届  
〈概算保険料160万円未満:請負金額18,000万円未満の工事〉  
(労働基準監督署)
- 31日 労働者死傷病報告書の提出<休業4日未満10月～12月分>(労働基準監督署)  
健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)  
健保印紙受払等報告書・雇保印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)  
労働保険料の納付<延納第3期分>(郵便局または銀行)  
有期事業概算保険料延納額<12～3月>の納付

支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者) 現況届  
旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者) 現況届



## 1月の税務

- 本年最初の給与支払日の前日
- 1 給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- 1月10日
- 2 前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
- 1月31日
- 3 支払調書の提出
- 4 源泉徴収票の交付  
交付先… ①所轄税務署長 ②受給者
- 5 固定資産税の償却資産に関する申告
- 6 11月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 7 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 8 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 9 5月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
- 10 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
- 11 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く(法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2か月分))<消費税・地方消費税>
- 12 給与支払報告書の提出  
(1)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に関する所得税の源泉徴収義務がある者  
(2)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長
- 1月中において市町村の条例で定める日
- 13 個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)

## 医療係

### 【産業医への報酬に消費税はかかる？】

個人の医師が事業者から支払を受ける産業医としての報酬は、所得税法上は原則として給与に該当するため、消費税は不課税となります。

医療法人が、事業者との間の契約に基づき、病院の勤務医をその事業者の労働安全衛生法第13条に規定する産業医(一定規模以上の事業所で選任しなければならないとされている労働者の健康管理に当たる医者)に選任して派遣した場合に、病院がその対価として事業者から支払を受ける委託料は、「その他の医業収入」となるため、課税となります。(消費税法第2条第1項第8号、第12号)

(後藤)



# リスマネ委員会

【老後のお金を準備しながら節税！】

今回お知らせする節税制度は「iDeCo」と「NISA」です。

## ① 「iDeCo」(イデコ)「自分で年金を作る」

自分自身で老後資産を準備することを目的とした制度。原則60歳まではお金を引き出すことができませんが、節税メリットがあります。

## ② 「非課税制度」NISA (ニーサ)

個人が資産運用しやすいように国が用意した投資促進の制度でNISA(一般NISA)と積立NISAの2種類があります。

どちらの制度を利用して得た利益が非課税になるのが最大のメリットです。

※「iDeCo」(イデコ)の加入資格、メリットについては次号より掲載予定です。

(さくらビジネス)

# 会計制度

【会計と税務の違い①】

会計と税務では、以下のように計算の目的が違うためにズレが生じる部分があります。

会計:法人の財政状態や経営成績を決算書の利用者に明らかにする目的があります。

税務:公平に課税することや、経済政策の推進、税収確保等の目的があります。

また、会計上の儲けは「利益」、法人税法上の儲けは「所得」と呼ばれ、算式は以下の通りになります。

$$\begin{array}{rcccl} \boxed{\text{利益}} & = & \boxed{\text{収益}} & - & \boxed{\text{費用および損失}} \\ \updownarrow \text{ズレ} & & \updownarrow \text{ズレ} & & \updownarrow \text{ズレ} \\ \boxed{\text{所得}} & = & \boxed{\text{益金}} & - & \boxed{\text{損金}} \end{array}$$

次回より、会計と税務で取扱いが異なる事例について具体的に紹介したいと思います。



(孝志茜)

# 建設係

【入札参加資格 ～中間期格付見直しについて～】

令和元・2年度の入札参加資格を有する企業の令和2年度における中間期格付見直しのため、下記に該当する場合は資料を提出する必要があります。

## 1. 対象業務(平成31年1月1日～令和元年12月31日実施分)

### ➤ 災害等緊急出動(次のいずれか)

- 深夜の緊急出動による活動(午後10時から午前5時の間に出動したもの)
- 警報発令時など作業条件が厳しい場合の活動
- 大雪時の除雪や倒木処理など総合県民局長等が困難かつ危険を伴う作業であると判断した災害時の活動

### ➤ 県外における大規模災害時の支援活動

- 他県の団体と締結した相互支援協定又は被災自治体等の要請に基づく支援活動(資機材の提供のみの場合は該当しない)

## 2. 受付期間

令和2年1月15日(水)から24日(金) 午前9時30分から午後4時30分

## 3. 提出場所

主たる営業所所轄の各総合県民局県土整備部又は東部県土整備局(持参のみ)

(岸上)

# 資産税係

【相続税申告にあたっての注意点 ～金地金～】

申告漏れが多い相続財産の一つに金地金(金の延べ棒やインゴット)があります。金地金は、相続開始時の「買取価格」に重量をかけて評価します。

相続人が、金地金の存在を知らずに申告漏れとなっているケースもあります。税務調査の際、自宅の金庫に家族も知らなかった金の延べ棒が初めて見つかるといったケースもあるため、金地金の存在は生前に家族に伝えておきましょう。

また、仮に相続税申告の際に申告漏れとなってしまった場合、相続後に200万円を超えて売却すればこのタイミングで税務署は把握ができます。貴金属業者は、200万円を超える金額で金地金を購入した場合、税務署へ「金地金等の譲渡の対価の支払調書」を提出することが義務付けられているからです。

残された相続人が、相続財産をきちんと把握できるように、ご家族にお知らせしたり、財産目録を作成したりされてはいかがでしょうか？

(坂田)

# 2020

## 謹賀新年

本年も、皆様のご希望に1歩でも近づけるよう、精一杯頑張っていきたいと思っております。

さて、2020年1月号ということで、毎年恒例の「**今年目標**」を掲載しました。ぜひ、ご覧ください。(上田)

週一の休肝日 (I)  
**80台前半を出す (K, A)**  
チャレンジ精神をもつ (Y, Y)  
健康的な食生活 (O, H)

ランニング継続 (ばんばん)  
プチダイエット (TM)  
**休肝日週3日継続! (はら)**  
心が折れないように頑張っている (H, K)

足腰の補強 (K)  
気分転換をする (H, T)  
**体力をつける (M)**  
健康第一 (Y, S)  
運動する (I, K)



体重減量 (ニシ)  
元気に明るく (N)  
**新しい事にチャレンジする (M, S)**  
体脂肪率を下げる (Y)  
体調管理をこころがける (T, H)

何事もバランス良く (大寺)  
すべてやりきる (たかし)  
**1日8000歩 (T)**  
出会いを大切にする (奥)

孫たちとUSJへ遊びに行く (ふなっしー)  
**シックスバック (M)**  
今年こそ108切り! (たかし♀)  
**有言実行 (N, T)**  
趣味を見つける (こんびー)  
1日1日を大切に過ごす (O, M)

**9割参戦 (き, た)**  
一っつ実行する (O)  
心身の調和 (H・H)  
自己管理の徹底 (C, U)

気力、体力の充実 (K, H)  
**PTAバレーベスト4入り (ごっち)**  
規則正しい生活 (O, Y)  
**家内安全 (Y, S)**  
安全運転 (H)



## 年末年始休暇のご案内

**12月28日(土)から1月5日(日)まで** 年末年始休暇とさせていただきます。  
何かとご不便をおかけする事と存じますが、ご理解ご協力賜ります様お願い申し上げます。

## 改正法セミナーのご案内



下記の日程で研修会を開催いたします。皆様のご参加を心よりお待ちしております。(要予約)

- ◆日時: 令和2年2月13日(木) 13時30分から
- ◆場所: 徳島県教育会館



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、  
お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

.....  
.....  
.....

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期しては  
すかたの内容を保証するものではありません。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切  
責任を負い兼ねます。また特定の商品や奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
㈱さくらビジネスサービス  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会  
〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号  
ホームページアドレス: <http://www.skr39.co.jp/>  
Eメールアドレス: kimutake@js4.so-net.ne.jp  
TEL: 088-625-2556  
FAX: 088-654-1181